

令和4年 第6回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月24日（金）午後1時30分から午後2時38分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (12人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大拙 孝
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (4人)

委員	2番	石川俊雄
委員	8番	新井 勉
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小倉浩史
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 鈴木正寛
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和4年第6回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、12名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号2番 石川俊雄委員、議席番号8番 新井 勉委員、議席番号13番 野村春男委員、議席番号14番 川田恒夫委員の4名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は13名でございます。

議長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は12名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第6回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号3番 立川久恵委員、議席番号15番 澁江修身委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりで

あります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号までであります。

はじめに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条677番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は米、野菜類となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は佐野地域の下限面積50aに達しますので、該当しません。また、7番につきましては現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許

可相当と思われます。

3条678番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、コンバイン、トラクター、田植機、乾燥機各1台をリースしております。主な経営作物は、米となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は田沼地域の下限面積30aに達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条679番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有、管理機、ミニバックホー各1台を所有予定です。主な経営作物は、野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は500日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は田沼地域の下限面積30aに達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第1号 3条679番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条679番について、審査会班長をお願いします。

審査会班長

では、審査会の結果を報告いたします。6月16日に委員5名が出席して審査会を行いました。

3条679番の案件について報告します。本申請につきましては、所有権の移転8筆の申請になります。申請人は数年前、佐野市の空き家に移住されました。元々東京にお住まいでしたが、田舎に移り住んで農業をやりたいと考え、移住してからは農業大学校で研修を受けており、今回農地を取得し新規就農したいという案件になります。申請地の現状はいずれも特に問題なく、2名で農業経営をしていきます。作付計画としましては、野菜類の作付を行っていく予定となっております。販売先は直売所などを予定しております。

以上のようなことから総合的に判断した結果、審査会の意見としては適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。以上で審査会の結果の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法施行規則第29条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして、議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和4年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号29条41番について調査班、お願いします。

調査班

29条41番について報告します。

この検討状況ですけれども、転用目的が自己の耕作のための農業用資材置場兼進入通路であることから、農地の自己転用の制限の例外に該当するものと判断しました。

以上のことから、証明できると思われま。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。5条905番から913番について、調査班お願いします。

調査班

5条905番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため、原則「不許可」です。立地基準は「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、土地の面積割合が3分の1を超えないもの」に該当し、一般基準は記載のとおりとなっております。許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われま

す。5条906番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」でございますが、許可の基準は第2種農地のため「周辺の他の土地に立地することができる場合」は「不許可」です。立地基準は「仮設工作物の設置、その他一時的な利用に供するものであって、農振計画の達成に支障を及ぼさない」に該当します。一般基準は記載のとおりになっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のことから許可相当と思われま

す。5条907番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため原則「不許可」です。立地基準は「既存の施設の拡張」に該当し、一般基準は検討した結果、記載のとおりです。許可の基準は満たしていると判断いたしました。

意見としては許可相当と思われます。

5条908番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため原則「不許可」です。立地基準は「既存の施設の拡張」に該当し、一般基準は記載のとおりです。許可の基準は満たしているものと判断しました。

以上のことから許可相当と思われます。

5条909番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため「周辺の他の土地に立地することができる場合」は「不許可」です。立地基準は「代替地がない場合」に該当し、一般基準は2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条910番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため「周辺の他の土地に立地することができる場合」は「不許可」です。立地基準は「代替地がない場合」に該当し、一般基準は2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条911番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため「周辺の他の土地に立地することができる場合」は「不許可」です。立地基準は「代替地がない場合」に該当し、一般基準は2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断しました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条912番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため「周辺の他の土地に立地することができる場合」は「不許可」

です。立地基準は「集落接続」に該当し、一般基準は2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなり許可の基準は満たしていると判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条913番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため「周辺の他の土地に立地することができる場合」は「不許可」です。立地基準は「集落接続」に該当し、一般基準は2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなり許可の基準は満たしているものと判断しました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。以上でございます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和4年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。非農地508番と509番について、調査班をお願いします。

調査班

非農地508番について報告いたします。

願出地の南は田ですが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しております。昭和45年以前より宅地として使われております。非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地509番について報告いたします。

願出地の東と北は田ですが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、佐野市長から協議がありましたので意見を求めます。

令和4年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号除外89番から91番について、調査班をお願いします。

調査班

農振除外89番について報告します。

調査に係る意見ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「農用地以外」になります。また、申出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元が困難であると思われる。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「非農地証明の見込みは有り」と思われます。

農振除外90番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は「既存の施設の拡張」に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

農振除外91番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地区域内の農地」です。農用地区域の変更が完了すると「第1種農地」に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は「既存の施設の拡張」に該当します。一般基準は、2番から11番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(大拙 孝委員 挙手)

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番
大拙委員

89番の案件について質問します。最終的には非農地で出てくるのでしょうが、なぜ一度で非農地に行かないのか、その理由を教えてください。

事務局

回答いたします。この地域が農振農用地になっておりますので、非農地であれ転用であれ、農振の除外がなされて白地にならないと非農地の手続き、転用の手続きにいけません。今回農政課より意見照会があり、非農地の見込みあり、転用の見込みありと回答することによって除外の手続きが進みます。県の了解がなされてから半年くらいかかりますが、白地になった後で非農地の申請あるいは転用の申請がなされる運びとなります。

12番
大拙委員

わかりました。それで、通常は委員会の審議などして1回是正をしないと除外させない、という場合もあると思います。農地に戻さないで許可にならない案件も世の中にはかなりあると思いますが、そういうカードは1枚入らなかったのでしょうか。

事務局

回答いたします。今回、非農地前提としているところについて「宅地」と書かせていただきましたが、主に居宅となっているような状態でそこにお住まいになられています。1回農地に戻してという話にはなりませんでした。

12番
大拙委員

わかりました。

(澁江修身委員 挙手)

議長

議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番
澁江委員

この農振除外の件ですが、一般的に昔から農振除外に当たっては、同じ面積分を他へ作りなさい、という話をよく耳にしましたが、現在はそういうことはあり得ないのでしょうか。

事務局

回答いたします。農振のエリアの見直しというのを大体5年毎くらいに農政課の方で行っておりますが、その時に大規模に農振の用地であるエリアを白地にするという所がある場合には、その面積分の農用地を別の所で作るよう県の指導がされているように聞いています。正確な答えについては、農政課の方で答えてもらう方が良いでしょう。

15番
澁江委員

現在は大規模は難しいということですね。

事務局

そのように認識しています。

15番
澁江委員

わかりました。ありがとうございました。

(大拙 孝委員 挙手)

議長

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番
大拙委員

さっきの案件なんですけど、通常は非農地証明に始末書を付けないと非農地出してくれないけれど、除外の場合は農政課の方に始末書か何か出ているのでしょうか。

事務局

今手元に全部の資料がないので、確認できません。

12番
大拙委員

後で確認してもらえばよいです。なぜこの質問をしたかという、「やったもん勝ち」にならないように、しっかり責任を感じて貰いたいという思いがあるので。農振除外の時の始末書、非農地証明出す時も当然、始末書付きという事できちんと対応してください。お願いします。

事務局

回答いたします。非農地証明を行うときは、その辺の是正等つけていただく形になっています。除外の申請から7カ月後位に、それらの書類は非農地証明願と一緒に付けて手続きしてもらおう運びとなります。

12番
大拙委員

以上です。

議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして、議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和4年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和4年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和4年第6回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時38分閉会